論説

連結納税制度における損失控除制限のあり方

- 米国連結財務省規則における SRLY ルールを巡る議論を主な題材として-

大阪府立大学経済学部准教授 酒 井 貴 子

♦SUMMARY♦

2010年の税制改正において、連結開始または連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度の適用対象外となる連結子会社のその開始または加入前に生じた欠損金額は、その個別所得金額を限度として、連結納税制度での繰越控除の対象とされることとなった。従来、連結子会社の欠損金額は、連結グループに持ち込むことなく切り捨てられていたが、この改正によって、連結グループへの持込みが一部認められることになるから、今後、連結申告制度の利用を相当促進すると考えられている。

本稿は、アメリカの連結納税制度におけるいわゆる SRLY ルール(Separate Return Limitation Year(個別申告制限年度)の間に発生した子会社の損失の控除を、その子会社の連結加入後所得に制限する損失控除制限ルール)とそれを巡る議論を参考に、わが国に導入された損失持込みルールを検証するとともに、わが国の連結納税制度における損失控除制限のあり方を考察したものである。

(税大ジャーナル編集部)

目 次
はじめに
1. SRLY ルールの概要 ····································
(1) SRLY ルールの沿革とその趣旨 ············33
(2) SRLY ルールの適用 ······34
2. 重複ルールの考え方とその適用36
(1) 内国歳入法典 382 条と重複ルール36
(2) 重複ルールの評価~SRLY ルールと内国歳入法典 382 条の比較から37
(3) 重複ルールの意義と問題点39
3. ビルトイン項目に係る控除制限と重複ルール39
(1) ビルトイン項目と SRLY ルール ·······39
(2) ビルトイン項目の取扱いと重複ルール40
4. わが国の連結加入時における欠損金額の取扱い41
(1) 連結加入時における制限 ~連結納税制度導入当初41
(2) 連結加入時における制限 ~2010年改正42
おわりに

はじめに

2010年の税制改正において、連結開始または連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度の適用対象外となる連結子会社のその開始または加入前に生じた欠損金額は、その連結後の個別所得金額を限度として、連結納税制度での繰越控除の対象とされることとなった。従来こうした連結前の欠損金額はすべて切り捨てられていたが、この改正によって、子会社欠損金額の連結グループへの持込みが一部認められることになるから、今後、連結申告制度の利用が相当促進されると考えられている(1)。この損失持込みルールは、連結申告の採用を考えている法人グループにとって、待望のルールといえる。

わが国での損失持込みルールは、アメリカの連結納税制度におけるいわゆる SRLY ルールに相当する②。SRLY とは、個別申告制限年度(Separate Return Limitation Year、SRLY)を意味し、いわば、連結申告書を提出するグループに参加する前で個別申告書を

提出していた年度のことである。SRLY ルールは、SRLY の間に発生した子会社の損失(以下「SRLY 損失」という)の控除を、その子会社の連結加入後所得に制限する損失控除制限ルールである。しかし、アメリカにおいては、SRLY ルールは、従来から評判が悪く、その廃止すら真剣に議論された。その理由のひとつは、連結加入場面の損失控除制限として、SRLY ルールではなく(3)、内国歳入法典382条が実質的に機能しているからである(4)。しかし、同条は、そもそも個別申告書を提出する欠損法人の所有変化を契機とした損失売買を阻止するために創設されたものであり、連結の場面において SRLY ルールの代替として機能するかが本質的に問われる。

本稿は、アメリカの連結納税制度における SRLY ルールとそれを巡る議論を参考に、連結グループに持ち込まれる損失の控除制限の あり方を探ろうとするものである。ただし、本稿で扱う損失は、正味事業損失 (net operating loss, NOL) と、未実現の損失、す

なわち、いわゆる資産含み損たるビルトイン 損失とする(๑)。本稿では、まず、アメリカ連 結財務省規則における NOL への SRLY ルー ルの適用、および、SRLY ルールと 382 条と の関係を考察し、さらに、ビルトイン損失へ の控除制限についても検討する。最後に、以 上の考察を参考にしながら、2010 年の改正で わが国に導入された損失持込みルールを吟味 し、わが国における連結納税制度における損 失控除制限のあり方を考えたい。

1. SRLY ルールの概要

(1) SRLY ルールの沿革とその趣旨

SRLY ルール的な考え方、すなわち、連結加入前の損失は、その損失を有する法人の連結後所得に控除が制限されるという考え方は、1930年代から裁判例において初めて採用された(6)。そこでは、連結前損失の連結後所得からの控除を明確に禁止した規定が、内国歳入法典にも財務省規則にもないという法状況にあっても、連結納税制度の運用上、あるいは、損失繰越控除の適用上、連結申告書上ある納税者の所得から、異なる納税者の連結前の損失を控除することは、立法者の意図に明白に反すると解された(6)。

子会社の連結前に発生していた損失を連結後の親会社の所得から控除できるかが争われた Woolford Realty Co.事件の最高裁判決において(®)、裁判官は、次のように述べた。すなわち、「(連結申告制度は、) 黒字の法人が、莫大な損失を被っている法人の株式を購入し、それによって租税債務を消し去ることができるなどということを意味するルールではないであろう。連邦議会が連結申告書の提出を立法するにあたり、簡単にまたあからさまに税負担減少の機会を助長することを意図したとは考えられない(®)。」 この判決は、連結申告を認めた制定法そのものから、明白な税負担軽減を認められないとして、SRLY ルール的な考え方を導き出した(10)。

連結法人グループのメンバーの連結前に発 生していた損失が、連結後において他のメン バーの所得から控除されるかが争われた別の 事件、Ben Ginsburg、Co事件判決においては (11)、裁判官は、損失繰越控除規定のもとで「計 算される正味損失 (net loss) の控除の権利 は、その納税者の正味所得の計算に制限され」 るとし、「連結法人グループ内の各法人は、一 人の納税者(a taxpayer)であり続け、連結 前の損失の相殺控除については、その各法人 主体の所得計算過程に制限されねばならな い」とした(12)。こうした SRLY ルール的な考 え方による損失控除制限は、所有者(株主) が変わらない場合、すなわち、損失控除の利 益を享受する者が変わらない場合でも適用さ れると考えられていた(13)。連結加入前後にお いて、損失を出した主体と所得を出した主体 が異なる場合には、連結グループ内に入って も両法人は、同一ではない (not identical) と判断され(14)、損失の繰越控除を認めた法条 文そのものからも、SRLY 的な考え方が導き 出されたのである(15)。

規則制定上最初の連結前損失の控除制限は、 1929年の規則に定められており、そこでは、 新たに加入した子会社の連結前損失の連結後 における控除限度額を、連結加入後における その子会社の所得の金額ではなく、当該子会 社が他の連結メンバーによって保有されてい る株式の基準価格であるとされた(16)。これは、 グループによる赤字法人取得を資産の投資の ようにとらえていたからであり、支払った額 以上に損失控除の利益を得ることを阻止しよ うとしたものであると解されている(17)。その 後の規則は、現行における SRLY ルールと同 様、連結加入子会社の連結後における所得の 金額を限度として、連結前損失の控除を認め ると定めた(18)。ただ、当時の規則の序文には、 SRLY ルールの趣旨などについて触れられた 箇所がみあたらないことから、SRLY ルール の趣旨・考え方について、SRLY ルールが規

則に制定される前に出された裁判例と、その 規則そのものから検討する必要がある。

前述の裁判例の経緯や規則に基づき、 SRLY ルールの効果は、次の2つに要約でき よう。すなわち、第一に、連結グループによ る、赤字法人の取得を通しての税負担軽減を 阻止すること、第二に、損失を出した法人が、 控除を受ける法主体であり、連結を通じた損 失の繰越控除が、他の法人の所得からなされ るべきでないと考えられていることから、損 失繰延規定の根底にある所得平準化の機能を 保持すること、である。両者から、連結納税 制度では、法人が、連結グループが単一主体 として取り扱われることと、連結グループの 各法人が個別主体として取り扱われることの 両方の取扱いの恣意的な組合せが阻止される べきであるということにSRLYルールの趣旨 があると考えられる。SRLY ルールの必要性 を掲げた裁判例を受け、財務省は、SRLY ル ールが、連結前損失の控除を、連結加入後の 子会社の所得金額までに制限する方向で統一 し、個別申告での取扱いと連結申告での取扱 いの区別を、この控除限度額の設定を通じて 行ってきたのである。

(2) SRLY ルールの適用

現行の規則における SRLY ルールは、新しく連結グループに加入した子会社の連結前 NOL を、その子会社の連結後に連結所得に貢献した金額だけ控除することを認める(19)。 手順としては、SRLY ルールの下で控除されると認められた損失の額が、連結正味事業損失 (consolidated net operating loss, CNOL) に加算された上で、連結課税所得の計算上控除されることになる。当該連結課税所得の計算上控除されることになる。当該連結課税所得の計算上、控除し切れなかった金額は、CNOLとして繰り延べられ、SRLY ルールの適用を再び受けることなく、後年度の連結課税所得計算上控除されることになる(20)。

ただし、次の3つの個別申告年度(separate return year, SRY) は、SRLYとならず、よ

って、SRLYルールを適用されない。第一は、 共通の親会社の SRY、第二は、損失が発生し た年度の全ての日 (each day of the loss year) において、グループのメンバーであっ た法人のSRY、第三は、前任法人 (predecessor) が、損失の発生した年度のす べての日について、グループのメンバーであ った場合における引継法人(successor)の SRY である(21)。 これら 3 つの SRY のうち、 後二者のような例外のあることから、「関連関 係はあるが、連結前 (engaged but unmarried) 法人」は、SRLY ルールによる 損失控除制限を免れることができることにな る(22)。ここに関連関係があるとは、もちろん、 1504 条における連結グループの持ち株要件 (議決権と株式価値の80%以上)を満たす場 合をいう⁽²³⁾。

上述した現行の SRLY ルールをそのまま適 用することによって起こる問題は、いわゆる 2 種類のフラグメンテーションの問題である。 すなわち、SRLY ルールの下で損失控除でき る金額を一課税年度における子会社の連結課 税所得への貢献額に限定しているという意味 でのフラグメンテーションと、ある関連法人 グループの複数のメンバーが、同時に新たに 別の連結加入グループに加入することとなっ た場合でも、それらメンバーらに別個に SRLY ルールを適用するという意味でのフラ グメンテーションである。これらのフラグメ ンテーションをなくするため、現行連結財務 省規則における SRLY ルールの適用上、累積 的計算(cumulative register)と、サブグル ープ (subgroup) の使用が認められている。

①累積的計算

SRLY ルールにより、SRLY 損失を相殺控除することができるためには、SRLY 損失を有するメンバーが、同年度において、連結課税所得に貢献することが必要であるから、このままだと、次のような歪みがもたらされる。すなわち、当該メンバーが連結申告年度にお

いて所得をもたらす場合であっても、グループ自体が連結課税所得を有しないときは、そのメンバーの SRLY 損失は、その年度に相殺控除されえない⁽²⁴⁾。 SRLY 損失を持つ子会社に、個別レベルでの所得があったとしても、他のメンバーの控除項目や、損失などによって相殺されてしまい、結果として連結課税所得額がなければ、SRLY 損失を控除できないのである。

さらに、そのメンバーのある年度での所得 貢献額が後の年度に繰り延べられないことか ら、SRLY 損失は、後の連結申告年度におい て、当該メンバーがその年度において再び連 結課税所得に貢献できなければ、控除されえ ない。したがって、1991年の規則案は、累積 的計算を認める提案をし、1999年の最終規則 でその使用が認められた。それによると、連 結グループに新たに加入した法人がグループ のメンバーである期間中、当該法人の連結課 税所得への貢献額は、累積され、当該メンバ ーの SRLY 損失は、グループの前の連結申告 年度における連結課税所得への当該メンバー の累積的正味貢献額の範囲で、連結課税所得 ヘメンバーが貢献しない連結年度においても 利用されることとなる(25)。

②サブグループ

上述の①でのフラグメンテーションの取扱いから累積的計算への変更は、連結加入時におけるメンバーの捉え方にも影響し、現行連結財務省規則では、サブグループの概念が導入されている(26)。サブグループとは、連結加入前において同一の関連法人グループにおり、同時的に別の連結法人グループに加入する複数の法人から構成される法人グループのことである(27)。サブグループへのSRLYルールの適用上、それを構成する複数の法人は、別個に取り扱われるのではなく、ひとくくりとして適用される(28)。サブグループの使用が認められる前までは、損失を繰り延べてきているそのメンバーのグループでの連結課税所得に

貢献する範囲でしか、SRLY 損失を吸収することができなかった⁽²⁹⁾。これでは、事実上、以前のグループにおける互いの属性を共有する2つの法人の能力を無視していることになるから⁽³⁰⁾、現行の連結財務省規則でのサブグループの採用に至る。

簡単な例で説明する。例えば、親会社 P と 子会社Sは、連結法人グループであるとしよ う。Pは、さらに法人T1の株式を50%有し ていたところ、連結持ち株要件を満たすよう に、さらに 30%を買い足した。T1 の方は、 T2 の全株式を所有している。T1 は、NOL200 があった。Pは、S、T1とT2とともに、連 結申告書を提出した。連結申告に当たり、P の 300 の所得と、T2 の所得 100 だけがあっ たとする。P との連結前においても、T1 と T2は、関連関係にあるから、Pグループ内で サブグループを構成する。したがって、T1 の連結前 NOL200 のうち、100 は、T2 の連 結後所得100と相殺することができることと なる。サブグループが構成されたことで、本 来ならば利用できなかったであろう T1 の SRLY の NOL100 が、T2 の連結後所得 100 と相殺され得た。このような例では、サブグ ループは、納税者にとって有利に働く(31)。

サブグループは、連結法人グループにおける経済的な一体性を重視した取扱いをしようとする単一主体説的な考え方から要請されると説明されている(32)。しかし、SRLYルールの適用を受ける NOL が発生したときに、サブグループのメンバーが、同じ法人グループにいることが要件とされておらず、また、連結前に参加していた関連法人グループが連結申告書を提出していたか否かを問わないという点でやや説得力を欠く(33)。なお、サブグループのつながりの増加を認めることは、事実とSRLY制限をなくすることに近づくと指摘されており(34)、どこまでをサブグループの範さいており(34)、どこまでをサブグループの範囲については、慎重な議論が必要である(35)。

2. 重複ルールの考え方とその適用

(1) 内国歳入法典 382 条と重複ルール

内国歳入法典 382 条は、SRLY ルールのように連結特有の損失控除制限ルールではなく、個別申告書を提出している法人を前提に、法人取得等取引を通じての所有変化に伴う損失売買を阻止するため作られた制度である(36)。法人の持つ損失の控除利益を享受するべきなのは、その損失が発生した時における株主であるから、株式売買等を通じて、一定程度株主が変わった場合には、損失控除制限すべきであるという所有変化アプローチに基づく損失控除制限である(37)。

382 条によると、赤字法人は、3 年以内に その発行する株式の価値で 50%を超える株 式の所有者が変わった場合(以下、単に「所 有変化」という)(38)、その有する損失につい ては、当該赤字法人の株式全ての価額に長期 連邦債非課税利率を乗じた金額を限度(以下、 「382条限度額」という)として、所有変化 後毎期、赤字法人の所得金額から控除するも のとされている(39)。ただし、赤字法人が所有 変化前の事業を継続していない場合には、 382 条限度額は、ゼロとなる(40)。382 条限度 額は、所有変化前の赤字法人が全ての資産を 売却して得られた資金で、財務省の発行する 債券に投資すれば得られたであろう利息の額 を示しており、いわば、所有変化がなくても、 赤字法人が獲得しえたであろう金銭の見積り 額である。382条限度額をこのような計算に より算定することで、赤字法人売買への課税 上の中立性を保ち、また、事業継続性を要件 に課すことで、NOL 繰越控除がそもそも目 的とした所得平準化機能をも確保しようとし ているのである(41)。

1986 年税制改革法(Tax Reform Act)において、382 条が改正されたとき(42)、同条が連結の場面でどのように適用されていくのか全くガイダンスのないまま、SRLY ルールは、なおも必要であり継続適用されるとだけ説明

されていた⁽⁴³⁾。しかし、程なくして、所有変化を伴う子会社の連結加入時に、382条だけを適用すべきか、382条とSRLYルールの両方を適用するか、あるいは、SRLYを全面的に廃止するかという問題について議論が沸き起こった⁽⁴⁴⁾。

1991年、財務省と歳入庁は、この問題に関 して、規則案を公表した(45)。規則案では、前 述の累積的計算とサブグループの取扱いの導 入が提案されており、382条の損失控除制限 との調和を視野に入れた SRLY ルールの適正 化が主な内容であった(46)。1996 年、財務省 と歳入庁は、1991年に公表した規則案をほぼ 変更することなく、暫定規則を公表した(47)。 続く 1998 年において、財務省と歳入庁は、 実務家等からさらなる意見を集めるため、最 終規則ではなく、Notice98-38 を公表した(48)。 当該 Notice では、ルール簡素化のため、SRLY ルールと 382 条が重複する場合には、382 条 に依拠すべきであるという見解を表明した (49)。これは、SRLY ルールの廃止論があるこ とを認めた結果によるものであるが、SRLY ルールの完全な廃止を求める内容ではなかっ た。むしろ、注目するべき点は、SRLY ルー ルへの廃止論が出る中でも、「個別申告システ ムと連結申告システムの両方の完全性 (integrity) を守るため」、SRLY ルールが必 要であり続けるとした点にある(50)。SRLY ル ール廃止論の多くは、損失売買取引に対して 382 条により既に適切に対処されているから、 SRLY ルールの必要性がないと主張する(51)。 しかし、損失売買が382条によって阻止され たとしても、なお、SRLY は、382 条の適用 がない場合でも、連結申告での所得と個別申 告の損失との相殺が阻止されるために必要で あると考えられたのである。

Notice98-38 に続き公表された 1999 年最 終規則は、所有変化を伴い連結加入した場合、 すなわち、SRLY ルールと 382 条の適用の重 複がありうる場合には、SRLY ルールに代え て、382条の方を適用することとした⁽⁵²⁾。このことを、本稿では原語にちなみ重複ルール (overlap rule) と呼ぶこととする⁽⁵³⁾。重複ルールは、所有変化日と連結加入時点を異ならせることにより、382条または SRLY ルールのいずれかの適用を回避する行為を阻止するため、所有変化日と連結加入時点が六カ月以内の場合には、382条の方を適用することとされ、382条と SRLY ルールの重複の意味するところの範囲の拡大がなされている⁽⁵⁴⁾。ただし、このような重複ルールによれば、SRLY ルールと 382条の両方が適用されるケースは、なおありうる⁽⁵⁵⁾。

(2) 重複ルールの評価~SRLY ルールと内国 歳入法典 382 条の比較から

財務省と歳入庁は、1999年最終規則におい て、重複ルールを採用するにあたり、所有変 化のあった連結加入法人が382条限度額に等 しい所得を生み出すことを期待されるべきで あり、それゆえに、382条の控除制限がSRLY ルールの制限に相当するものと「合理的に近 似する (reasonably approximates)」と述べ た(56)。 つまり、382 条による制限と SRLY ル ールによる制限とが、近似値(rough approximation) であると解する見解を示し たといえる(57)。しかし、SRLY ルールは、そ の趣旨と適用の多くの点で、382条と異なっ ている。ここでは、両者の相違を、発動要件、 控除限度額、および、詰込み(stuffing)へ の考え方の主に3つの項目に着目して、簡単 な事例を適宜使いながら検討する。なお、内 国歳入法典 382 条が、連結申告に適用される ケースとしては、大きく分けて2頭りある。 すなわち、赤字の連結グループの親会社に所 有変化が起こった場合と(58)、ある赤字法人の 株式が取得されるなどして所有変化を伴いつ つ、法人連結グループに加入する場合である (59)。本稿は、連結加入時における損失控除を SRLY ルールとの関係において考察するもの であるから、後者を検討の対象とする。

第一に、損失控除制限の契機となる発動要 件について、382条は、所有変化時点を採用 している。赤字法人株式の所有者の変更があ ることによって、損失控除利益を受ける主体 が他の者に移る時点には、損失控除制限を行 うべきであると考えられたからである。これ に対して、SRLY ルールの発動要件は、連結 加入であり、個別申告書提出時の損失が連結 申告書の提出により、他のメンバーの所得と 相殺されるべきではないと考えられているか らである。例えば、個人Aが法人Pと法人S の全株式を保有しており、Y1年度に、Sは、 NOL300 があるとする。Y2 年度、A が、S 株式すべてをPに売却し、Pは、Sと共に、 連結申告書を提出する。S の Y1 年度の NOL300は、SRLYルールにより、連結申告 書上、Sに所得がない場合、控除されえない。 Sの株式全てが Pに譲渡されているが、個人 Aが Pの株主である限りにおいて、所有変化 に該当せず、382条の適用はない(60)。

第二に、赤字法人の有していた損失が連結 加入後または所有変化後において控除が制限 される金額、控除限度額の算定方法について、 382 条限度額は、所有変化前赤字法人の株式 の価額に、非課税財務省債権利率を乗じた金 額である。これは、損失控除の利益を求めて の赤字法人の取得を阻止するために考えられ た、赤字法人取得後にあるだろう取得前損失 の控除額であって、あくまでも見積もりの金 額である。次の例をみよう。親会社 P と子会 社Sは、連結法人グループである。Pは、SRLY の NOL300 を有する非関連法人 T の全株式 を取得し、SとTとともに、連結申告書を提 出した。T の株式の価値が 1000 であり、連 邦財務省長期債券利率が 5%であるとすると、 382 条限度額は、50 である。T の連結加入後、 連結申告書上控除できる T の SRLY の NOL は、毎年 50 だけ控除が認められる(61)。した がって、連結後 T が企業努力により 50 を超 える所得200を獲得したとしても、そのうち

150 は、繰延損失への相殺控除につながらない。これとは、逆に、Tが NOL を出し続けたとしても、Tの SRLY の NOL は、なくなるまで毎年 50 だけ相殺され続けることになる。もし SRLY ルールだけが適用されたなら、連結後のTの所得が 200 の場合には、その分だけTの SRLY の NOL が控除されるだろうし、また、連結後 Tが NOL を出し続ける場合には、Tの SRLY の NOL は相殺されずに残る。SRLY ルールは、法人の実際の所得計算の結果に忠実に課税がなされる。

382 条によると、赤字法人が取得された後において、企業努力を行い、赤字法人が平均して産出すると見込まれた金額、すなわち、382 条限度額を超える所得をうみ出している場合には、その企業努力にペナルティが課されていることになる(62)。また、連結後の所得が382 条限度額を超えない場合には、偶発的利益(a windfall)をもたらす(63)。これに対して、SRLY ルールは、実際の所得金額による制限であることから、その法人の損失控除能力を尊重したものとなっている。

第三に、詰込みへの考え方に、SRLY ルー ルと382条の間では大きな違いがある。詰込 みとは、赤字法人への所得産出資産の出資な どを通して、その法人の中で損失を使用させ る行為である。382条の適用上問題となるの は、所有変化前の詰込みである一方で、他方、 SRLY ルールの適用上では、連結加入後の詰 込みである。例えば、382条限度額を大きく するために、赤字法人の所有変化前に出資を 行うケースがある。これに対しては、382条 において対処されている(64)。連結加入してき た子会社の所得を増大させるために、連結加 入後に所得産出資産の譲渡や出資がなされる が、これに対しては、SRLY ルールは何ら特 別の対処を行っていない。そこで、SRLY ル ールは、損失売買阻止のルールとしては、容 易に回避されてしまうという欠点が見出され る。詰込み取引は、一般には、所得産出する

資産をSRLYルールの適用を受けるメンバーに出資し、当該資産から出る所得で、連結前損失を相殺する取引である(65)。SRLYルールそのものとしては、詰込み取引を阻止する対処規定がなく、SRLYルール廃止の理由とされてきた(66)。にもかかわらず、連結グループ内部での資産の移動がそもそも問題ではなく、その背景では、詰込みも当然起こりうるものとして捉えられている(67)。また、詰込みにかかる損失制限や、詰込み自体を阻止したとしても、事業活動上、所得獲得機会を提供することは、グループ内では自然なことであろう。したがって、SRLYルールは、詰込みできない法人グループメンバーだけに機能する損失控除制限となる可能性がある。

以上のような比較による考察からは、382 条制限は、SRLY ルールに合理的に近似する ものとは言い難く、その原因として行き着く のは、SRLY ルールと 382 条のそれぞれの目 的の違いである(68)。 すなわち、382 条の目的 は、所有変化を契機として赤字法人の損失繰 越控除を制限し、これによって、赤字法人の 取得等への課税の中立性を保持することにあ る。これに対して、SRLYの目的はというと、 1(1)で、いわば、赤字法人の連結加入させる ことによる税負担軽減を阻止する目的と、連 結申告と個別申告の調和の目的の2つあると した。だが、重複ルールの採用によって、前 者の目的への SRLY ルールの貢献は大幅に 382 条にとって代わられ、後者の目的への貢 献は、より強調されたといえる。すなわち、 Notice98-38 でも指摘されたように、現行に おいて SRLY ルールは、個別申告から連結申 告への移行するときにおける各法人の所得計 算がうまく連結していくように作られたルー ルとしての機能していくこと、つまり、個別 申告書上の計算と連結申告書上での計算の調 和のために必要とされているのである。また、 SRLY ルールは、法人の実際の計算に基づく ものであることから、損失の繰越控除の平準

化という目的にもよりよく寄与すると考えられる。

(3) 重複ルールの意義と問題点

重複ルールの採用によって、個別申告書を 提出する法人にも連結申告書を提出する法人 にも、所有変化にあった赤字法人に対しては 等しく 382 条が適用されることから、損失控 除制限としては、382 条が基調と評価されよ う。損失売買による租税負担軽減の阻止とし て、連結グループに属しているか否かを問わ ず、一律に 382 条を適用することに、重複ル ールの意義がある。

上述のように、382条が連結グループに適 用される場合と個別申告書を提出する法人に 適用される場合とでの条件に差がある点に加 え、ここでは、次の例を用いて、382条と SRLYルールとが決定的に異なる点を指摘し、 重複ルールのさらなる意義を確認しておきた い。例えば、親会社Pと子会社Sは、連結法 人グループである。P は、非関連者から、T 社の全株式を取得し、SとTとともに、連結 申告書を提出した。Tには、連結加入前 NOL が 500 あるとする。T1 の全株式の価値は 1000 で、連邦財務省長期債券利率が 5%であ るとすると、382条限度額は、50である。T に個別所得があるか否かに関わらず、連結申 告書上、T の連結加入前 NOL を、連結課税 所得から、毎年 50 ずつ控除することができ る。あるメンバーの連結加入前損失が、382 条限度額の範囲で、他の連結メンバーの所得 からの控除も認められる点で、SRLY ルール の効果が完全に排除されていることが分かる。 もちろん通常 382 条限度額は僅少であり、そ れ自体が大きな焦点となるとは考えにくい。 しかし、いわば、ある法人の損失が、他の法 人の所得と相殺されることを認める重複ルー ルは、382条本来の考え方によるというより も、連結グループの経済的な一体性を重視し た結果である。重複ルールは、382条と連結 申告の特徴を融合する意義を有するといえる。 また、382条(e)により、所有変化のあった赤字法人が382条限度額までの損失繰越控除を得るためには、事業継続要件を満たす必要がある(69)。ある法人の連結前損失が、グループ内の他の法人の所得で相殺されることがあれば、この場合の事業継続要件は、意味を成さない。

なお、連結グループ全体への 382 条の事業 継続性のルールの適用も個々のメンバーでは なく、グループを単位として判定されるが何の、その判定は非常に緩い。例えば、この後、連結グループの親会社たる Pに所有変化があった場合でも、グループ全体での 382 条の適用も受けるが、グループメンバーの一つでも事業を継続していれば、他のメンバーが事業を変更・停止したとしても、事業の継続があったとみなされる(71)。

重複ルールに向けた方向転換への第一歩となった Notice98-38 は、重複ルール採用の根拠を「簡素化」に寄与すると説明したが、実際には、最終規則で重複ルールを採用したことによって、382 条を使いつつ、382 条の適用のない場合には SRLY ルールも使うことになる。したがって、両制度を並列しておいておく必要性から、簡素化ではなく複雑化したというのが現実である(「2」)。また、1991 年から 1999 年にわたる一連の規則改正により累積的計算やサブグループといったルールが新たに導入されたことで、SRLY ルールそのものの適用もまた相当煩雑なものになっていると指摘しうる(「3)。

3. ビルトイン項目に係る控除制限と重複ル ール

(1) ビルトイン項目と SRLY ルール

ビルトイン項目(built-in items)とは、典型的には、資産の基準価格と時価に差異がある場合におけるその差額を指すものである。例えば、ある資産の基準価格が時価よりも小さい場合におけるその差額は、ビルトイン利

得(built-in gain)といい、基準価格が時価よりも大きい場合におけるその差額は、ビルトイン損失(built-in loss)という。アメリカの連結納税制度において、特に、ビルトイン損失は、1944年以来、SRLYルールの制限を受けてきた(74)。すなわち、子会社の連結加入前に発生したビルトイン損失は、連結加入後において譲渡等を通じて認識された場合、NOLの場合と同様に(75)、当該子会社の連結後所得の金額にその控除が制限される(76)。

これに対し、382条におけるビルトイン項目への控除制限は、1986年の改正において初めて設けられた。連結以外の場面でのビルトイン損失の利用を目的とした法人取得等に対しては、269条によって対処されてきたが「77、ビルトイン損失の控除制限と NOL への控除制限については、同様の制限が必要であるとの考え方から、それぞれの控除制限には整合性が必要であるとの提言がなされてきた「78)。ビルトイン損失は、382条の適用上も、NOLと同様に、控除制限の対象とされることが望ましいと考えられ、382条の適用対象とされた(79)。

また同時に、所有変化時に赤字法人が所有したビルトイン利得をも考慮に入れることとされ、後述するように、ビルトイン損失の控除制限に当たっては、ビルトイン損益を出して、それが負値をとれば、ビルトイン損失への控除制限を行うこととされた(80)。ここで、ビルトイン利得がビルトイン損失と相殺されるのは、所有変化前であれば赤字法人が資産を売却していれば、制限がなかったからであり、相殺が認められなければ、所有変化後の法人を所有変化前の法人よりも優遇する結果となり、課税の中立性を阻害すると考えられている(81)。

ビルトイン損失はまた、NOL と異なり、 繰越期間といった制限がなく、いったんビル トイン損失資産を保有する法人を取得すれば、 いつでも売却等を通じて損失を控除する機会を作れるという理由から、より厳しい制限が必要なものの、その控除制限に当たっては、どれだけのビルトイン損失を控除制限の対象とするべきか、その資産を所有変化時に評価する必要があり、執行上の負担を軽くする必要性から、その控除制限対象が限定されている(82)。

(2) ビルトイン項目の取扱いと重複ルール

現行連結財務省規則において、SRLY ルールと 382 条の重複する場合は、NOL に対するものと同様に、重複ルールのもと、ビルトイン損失についても 382 条が適用される(83)。現行規則において SRLY ルールの適用対象となるビルトイン損失は、382 条における定義に統一されている(84)。それ以前の SRLY ルールにおいて、連結加入時におけるビルトイン損失は、連結加入後 10 年を超えて認識され、認識加入直前の資産すべての合計基準価格がその時価合計額を 15%超である場合を除き、SRLY の NOL と同様の制限を受けていた(85)。ここでは、ビルトイン項目に対する 382 条の適用をみていく。

ビルトイン損失への控除制限は、382条(h) によると、ビルトイン損失すべてを対象とす るのではなく、前述の評価の問題があること から、限定的にのみ行われている。すなわち、 所有変化時点において、正味未実現ビルトイ ン損失 (net unrealized built-in loss, NUBIL) があり、その金額が、計算の基礎と なった資産の合計額の 15%と 15 万ドルのい ずれか少ない方を超過する場合には、NUBIL の金額を限度として、所有変化後5年以内に 認識されたビルトイン損失(recognized built-in loss, RBIL) は、382 条限度額を限度 として、所有変化後の所得から控除されうる (86)。なお、これとは逆に、正味未実現ビルト イン利得 (net unrealized built-in gain, NUBIG) があり、その金額が、計算の基礎 となった資産の合計額の 15%と 15 万ドルの

いずれか少ない方を超過する場合には、所有変化後5年以内に認識されたビルトイン利得(recognized built-in gain, RBIG)は、NUBIG の金額を限度として、382条限度額を増額しうる(87)。ここに、赤字法人の所有変化直前に有していた全ての資産の公正価格と、その時におけるそれら資産の合計調整基準価格を比較して、前者が後者を上回る場合には、その上回る金額がNUBIGとなり、後者の金額がNUBILとなる(88)。

以上のような規定からは、RBIG または RBIL の金額は、それぞれ NUBIG または NUBIL の金額を超えることがなく、また、 欠損法人は、原則として、NUBIG と NUBIL の両方を同時に持つことはできず、いずれか を有しているか、あるいは、いずれも有して いないかのいずれかとなる。NUBIG を有す る欠損法人は、RBIG がもたらされる可能性 があることから、ひいては、382条限度額が 増額する可能性を、NUBIL を有する欠損法 人は、RBIL がもたらされる可能性があるこ とから、ひいては、382条限度額が減額する 可能性のあることを示す。また、NOL を有 しない場合であっても、NUBIL を有してい ることで、赤字法人となり、所有変化時にお いて382条の適用対象となる。

簡単な例をみて確認しておく。親会社 P と 子会社 S は、連結法人グループである。P は、 さらに非関連法人 T の株式全てを取得し、S と T とともに、連結申告書を提出した。基準 価格が 500 で、時価が 100 の資産だけを連結 加入時に T が有するとすると、NUBIL は、400 である。この 400 が、計算の基礎となった資産の合計額の 15%と 15 万ドルのいずれ か少ない方を超過するものであるとすると、5 年という認識期間のうちになされた資産の譲渡等の時点で 382 条限度額までその控除が制限される。このようにして、所有変化を経験した連結加入法人のビルトイン損失へは、

382 条の適用がされており、T に所有変化が あろうとなかろうと、連結加入があることで、 控除制限対象となる T のビルトイン損失は、 382条で計算されるところの NUBIL となる。

またさらに、5年の認識期間中資産の処分 等があった場合、認識されたいかなる利得も、 RBIG であること、あるいは、その逆で、認 識されたいかなる損失も RBIL でないことを 証明する事務的負担を連結法人グループ側が 負う(89)。なお、382条(h)(6)は、資産の含み損 益に限らず、所有変化前に帰属する所得項目 (income items) や控除項目 (deduction items) も、ビルトイン項目として、NUBIG や NUBIL を構成するとしていることから、 382 条の適用対象となるビルトイン項目の範 囲がどこまで広がりうるかは明らかにされね ばならない(90)。また、上の例における資産が、 減価償却資産である場合には、毎年計上され る減価償却費も、RBIL を構成しうることか ら、RBIL の認識の機会は、譲渡に限られな いことに注意が必要である(91)。1986年の382 条改正以来、ビルトイン項目に関する規則の 公表が注目されており(92)、近年になり、よう やく規則公表が行われてきたところである (93)。ビルトイン項目の範囲については、さら なる改正に注目したい。

4. わが国の連結加入時における欠損金額の 取扱い

(1) 連結加入時における制限 ~連結納税制 度導入当初

わが国においては 2002 年に連結納税制度 が初めて導入され、企業組織再編税制とはま た別に、欠損金額控除制限の規定が設けられ た。まず、連結所得の計算過程において、連 結申告でない申告(個別申告)と同様に欠損 金額越繰戻控除が認められている⁽⁹⁴⁾。ここで 控除対象となるのは、連結欠損金額とされて いる⁽⁹⁵⁾。連結欠損金額とは、連結グループを 単位とする連結所得の金額の負値である⁽⁹⁶⁾。 わが国においてもアメリカと同様に、連結加入時に法人が有する欠損金額およびビルトイン損失に対しては、連結後の連結所得からの(ビルトイン損失については、譲渡等を通じて認識された場合における)控除が制限されている(97)。アメリカでは、NOLとビルトイン損失に対していずれも、SRLYルールや382条をそれぞれに適用し、連結後においてその控除を制限されるというものであった。これに対し、日本では、欠損金額とビルトイン損失のいずれも、次に述べるように、その控除制限のやり方は異なるものの、原則として連結内に持込みと認めないという方針が取られた。

連結申告に入る前に生じた個別申告での欠 損金額は、原則として連結開始または加入後 に切り捨てられた(98)。ここで切り捨てられた 個別申告での欠損金額は、個別申告に戻った ときでも復活しないとされており(99)、連結前 の欠損金額は、連結を通すことで完全に失わ れた。また、ビルトイン損失については、原 則として、連結前にビルトイン利得と共に実 現されたものとして評価課税の対象となる (100)。すなわち、連結申告の開始または加入に 当たって、連結子法人となる法人は、原則と して時価評価資産の評価益または評価損を計 上しなければならない(101)。評価損益は、開始 前または加入前の単体所得に算入される。つ まり、連結前の欠損金額は、切り捨てられる というやり方で、いわゆるビルトイン損失は、 連結前に認識されるというやり方で、連結内 に持ち込まれることが阻止されたのである。

(2) 連結加入時における制限 ~2010 年改 正

2010年の改正においては、特定連結子法人の最初連結事業年度開始の目前7年以内に開始した各事業年度において生じた欠損金額を連結欠損金額とみなし、その特定連結子法人の個別所得金額を限度として、損金の額に算入することができるとされた(102)。すなわち、

一定の法人に限り、また、その法人の連結後 所得に限って連結前の欠損金額の繰越控除を 認めたのである。控除制限額だけをみれば、 アメリカの SRLY ルールと似通っているが、 そこで、特定連結子法人の定義が問題となる。

特定連結子法人は、連結子法人のうち、資 産評価課税を受けない法人とされている(103)。 すなわち、第一に、連結申告の開始後に連結 親法人となる法人に対する株式移転によって 完全に子会社となった法人で継続保有されて いるもの(104)、第二に、連結親法人となる法人 が5年超継続して全株式等を直接または間接 に保有する法人(105)、第三に、連結親法人とな る法人または連結親法人が全額出資して設立 し全株式等を継続して直接または間接に保有 している法人(106)、第四に、連結親法人となる 法人に全株式を直接または間接に保有された 法人が全額出資して設立し、設立後はその連 結親法人となる法人が全株式等を継続して直 接または間接に保有している法人(107)、第五に、 連結親法人または連結親法人となる法人が、 適格株式交換または適格三角株式交換により 取得した法人(108)、第六に、連結親法人または 連結親法人となる法人が一定期間に行われた 適格合併、適格株式移転、または、適格株式 交換によって取得した法人が、5年超または その設立以来継続して全株式を保有していた 子会社や孫会社(109)、第七に、法令の規定に基 づく株式の買収等により 100%子会社となっ た法人(110)である。これらは、租税負担軽減の 問題が生じにくいと考えられることから、例 外的に時価評価課税を受けないとされてきた 法人である。

特定連結子法人とは、要するに、連結加入にあたり、資産の評価課税を受けず、いわば、ビルトイン損失の連結内持込みと認められた法人のことである。このビルトイン損失の連結内持込みを認められた法人が、その連結加入前の欠損金額については、連結後所得の金額までしか控除が認められないこととなり、

控除制限を受けることになる。欠損金額とビルトイン損失の取扱いに整合性のないことが指摘できる。そもそもアメリカ法におけるSRLYルールは、損失の持込みを認めるルールとしてではなく、制限するために作りだされてきた。わが国においては、2010年改正前では、欠損金額の持込みを一切認めていなかったこととの関係からか、今回導入された損失持込みルールは、制限緩和として認識されているが、法人所得課税上本来あるべき連結加入時の損失控除制限として妥当性を持つかが議論されていかねばならないと考える。

おわりに

本稿は、アメリカの連結納税制度における SRLY ルールを巡る議論を軸としながら、連結加入時の損失の取扱いを考察してきた。現行連結財務省規則に至り、連結加入時における損失控除制限は、内国歳入法典 382 条が基調とされ(***)、SRLY ルールの適用可能性が縮小された。そうした法状況での SRLY ルールは、損失売買といった税負担軽減行為を阻止するために必要であるのではない。 SRLY ルールは、端的には、個別申告から連結申告への連携という連結納税制度に欠かせない役割を担っているのである。

わが国に目を向けると、2010年改正において、欠損金額の損失切捨てが改められ、損失持込みルールが導入された。そのこと自体は、評価できる。しかし、持込みを認められた対象が、連結加入時における評価課税を免れる法人であることから、欠損金額とビルトイン損失への取扱いのアンバランスが指摘できる。すなわち、特定連結子法人の欠損金額については、損失の持込みが、その連結後の所得金額に制限されるのに対して、同じく特定連結子法人のビルトイン損失については、評価課税を免れ、しかも、連結加入後における控除制限がない。なぜ、一定の法人について、欠損金額の持込みが制限されて、ビルトイン損

失の持込みが全く制限なくみとめられるのか。 資産評価課税を免れる法人は、いずれも乱用 の可能性が低いことからこそ、評価課税を免 れているのであって、取扱いの一貫性からは 欠損金額についても制限なく持込みが認めら れるべきである。また、現行のアメリカ法に みられた SRLY ルールの役割から考えても、 特定連結子法人以外の連結前の欠損金額でも、 まず連結への持込みを認められた上で、連結 後のそのメンバーの個別の所得金額を限度と して控除が認められるべきであると考える。 連結グループのメンバーとはいえ、一つの法 人であることに変わりはなく、連結申告への 移行時でも、その法人の欠損金額を繰越控除 する能力を保持すべきと考えられるからであ る。一定の損失売買に対処する措置としては、 現行法人税法上、特定支配を受けた欠損等法 人の欠損金繰越不適用の制度がある。ただ、 この制度が十分機能するかどうか、また、さ らには、詰込みに対する措置をどうするかに ついては、別途考える必要があろう(112)。

今後においては、さしあたり、連結グルー プが、子会社と孫会社も合わせて連結を開始 する場合などで、損失持込みルールの適用を その子会社と孫会社をあわせたひとくくりの 単位とするのか、あるいは、個々の法人とす るのかも検討されてよい。特に、損失持込み を認められた複数の法人(サブグループを構 成しうる法人)が、それまで同一のグループ に内で発生した損失を、連結グループの中に 入ったとしても、当該サブグループ内での所 得金額と相殺することは、わが国の連結持ち 株要件が 100%とされていることからも、無 理な内容ではないと考える。ただし、その場 合には、損失繰越控除の考え方が連結での経 済的一体性重視の考え方に後退するものであ ることを指摘しておかねばならない。

連結納税制度は、その運用が複雑になりうるが、連結法人グループ内での損益通算を認める関係から、どうしても、税負担軽減行為

へのケアが必要である(113)。その制度設計に当 たっては、原則をどこまで貫くか、言い換え れば、簡素化のために、原則をどこまで曲げ られるかを考えることが必要になる(114)。本稿 は、アメリカ連結財務省規則の一部を少し取 り上げて検討してみたに過ぎず、わが国の連 結納税制度における損失控除制限のあり方を 考える際のささやかな資料でしかないかもし れない。だが、本稿によって、今後のわが国 での連結納税制度の発展のために、検討され てよい事柄を挙げることができたと考える。 今後においては、損失持込みルール適用のさ れ方などを見守りつつ、2010年改正で同じく 新たに導入されたグループ法人税制の連結納 税制度に与える影響についても検討していき たい。

いから、資産の売買に係る損益が、NOLの計算上につながる通常所得の計算過程に入るか、資本的利得計算に入るかがしばしば問題となるが、わが国の法人税法において繰越が認められている損失たる欠損金額との比較検討に関する限りにおいて、わが国で法人所得が通常所得と資本的利得とに所得種類を分けられていないことから、本稿では資本的損失を取り上げず、NOLに絞って取り上げる。なお、この論点に関しては、さしあたり、参照、BORIS I. BITTKER & JAMES S. EUSTICE, FEDERAL INCOME TAXATION OF CORPORATION AND SHEREHOLDERS, ¶ 5.03[3] (2000, Warren Gorham & Lamont).

- (6) ただし、これより以前の内国歳入庁側の見解としても、連結所得計算の説明上、繰戻の場面においてのみ、SRLY 的な考え方が表明されていた。 See L.O. 1113, III-2 C.B. 36 (1924). なお、もっとも初期の事件判決として、参照、National Slag Co. v. Commissioner, 47 F.2d 846 (1931).
- (7) See Andrew J. Dubroff, Et Al., Federal Income Taxation Of Corporations Filing Consolidated Returns, Vol. 2, CH.42 ¶ 42.02[1][c](Lexis Nexis 2nd ed., 2003)[Hereinafter Dubroff]. Comment, Income Tax Deductions for Net Losses of Previous Years, 41 Yale L. J. 900 (1932).
- (8) Woolford Realty Co., Inc. v. Rose, 286 U.S. 319 (1932).
- (9) 286 U.S., at 329-330.
- (10) SRLY ルールの考え方は、多くの事件で採用された。繰越の場面では、例えば、Commissioner v. Trustees of Lumber Invest. Ass'n, 100 F.2d 18 (7th Cir. 1938), cert. denied, 306 U.S. 647 (1939). また、繰戻の場面では、Frelbro Corp. v. Commissioner, 36 T.C. 864 (1961), rev'd on other grounds, 315 F.2d 784 (2d Cir. 1963).
- (11) Commissioner v. Ben Ginsburg, Co., Inc., 54 F.2d 238 (1931). なお、当時、同一の個人株主 (the same interest) によって 95%以上保有された複数の法人も、連結グループとして、連結申告書の提出が認められていた。See Sec. 240(c), Revenue Act of 1924, reprinted in SEIDMAN'S LEGISLATIVE HISTORY OF FEDERAL INCOME TAX LAW (2003, THE LAWBOOK EXCHANGE LTD.).
- (12) 54 F.2d at 239.

⁽¹⁾ 例えば、参照、朝長英樹「グループ法人税制の 創設」税理 53 巻 3 号 51 頁、57 頁 (2010 年)。 上西左大信『新しい「グループ税制」の仕組みと 実務』、51 頁 (税務研究会出版局、2010 年)。

⁽²⁾ アメリカの連結納税制度の概要については、さしあたり、参照、Kevin A. Duvall, et. al., Married or Just Living Together: The Consolidated vs. Separate Choice for Affiliated Groups, 102 TAX NOTES 379 (2004).

⁽³⁾ 連結グループにも内国歳入法典 382 条の適用があることや、同条の意義や位置づけに関して、参照、酒井貴子「損失引継と内国歳入法典 382 条(一)、(二・完)」法学論叢 150 巻 3 号 (2001 年) 30 頁、151 巻 2 号 (2002 年) 75 頁、83 頁。

⁽⁴⁾ これ以降、本稿において引用する条文は、特に言及しない限り、1986年内国歳入法典(Internal Revenue Code) からのものであり、財務省規則(Treasury Regulation) は、特に言及しない限り、現行のものである。また、本稿では、連結納税に関係する財務省規則を連結財務省規則と呼ぶ。

⁽⁵⁾ NOL は、20 年の繰越控除と、2 年の繰戻控除が認められている。I.R.C. § 172. 繰延繰戻を認められる損失として、他に資本的損失 (capital loss) がある。I.R.C. § 1211(a). 適用税率の違い、通算対象の制限、および、繰延繰戻期間の違

- (13) Planters' Cotton Oil Co., Inc. of Waxhachie, Tex., et al. v. Hopkins, Collector of Internal Revenue, 86 U.S. 332 (1932) (同じ株主のもとでの法人間であっても、連結前の損失を連結内部で控除することを認めなかった。) また、当時においては、親会社の連結前損失に対しても、同様な制限が必要であると考えられていた。 See e.g., Oliver Co. v. Patterson, 151 F. Supp.709 (N.D. Ala 1957), aff'd per curiam, 249 F.2d 894 (5th Cir 1957).
- (14) 86 U.S. at 334. いわゆる法人主体の同一性アプローチが厳格に適用されたといえる。法人主体の同一性アプローチについては、参照、酒井、前掲注3、36-37頁。「法主体の同一性」と呼ばれることもある。参照、岡村忠生『法人税法講義第3版』434、444頁(成文堂、2007年)
- (15) See Wegman's Properties, Inc. v. Commissioner, 78 T.C. 786, 789 (1982) (代替ミニマム税の計算における連結前損失の繰越控除についても、その控除を認める規定がなければ、連結や損失繰越控除を認めた規定そのものから阻止されると判断した).
- (16) Reg. 75, Art 41(c) (1929).
- (17) 286 U.S., at 331.
- $^{(18)}$ See e.g., Reg. 102 Art. 31 (1938) and Reg. $\S1.1502\text{-}21\text{A}(c)$ (1966).
- (19) Reg. § 1.1502-21(c)(1)(i). SRLY ルールは、連結加入した子会社の他の租税属性に対しても同様に適用がある。例えば、繰延投資税額控除(Reg. § 1.1502-3(c))、繰延外国税額控除(Reg. § 1.1502-2(c)) がある。
- (20) Reg. §1.1502-1(a).
- (21) Reg. § 1.1502-1(f)(2). SRY とは、そのメンバーが個別申告書を提出している課税年度、または、別のグループによる連結申告書の提出において参加している課税年度と定義される。 Reg. § 1.1502-1(e). 前任法人と引継法人とは、非課税組織再編成など 381 条(a)の適用を受ける取引や、引継法人での資産の基準価格(basis,税法上の取得原価)が、前任法人での資産の基準価格によって、直接的または間接的に決定される取引における当事者である。 Reg. § 1.1502-1(f)(4). But see Rev. Rul. 75-378, 1975-2 CB 355. なお、SRLY ルールの適用除外を使った Reverse

- acquisitions などの税負担回避については、さし あたり、参照、酒井、前掲注 3、第 151 巻第 2 号、 84-85 頁。
- $^{(22)}$ See Bittker And Eustice, supra note 5, at $\P13.45[2]$.
- (23) See I.R.C. §1504 and Reg. §1.1502-1(a).
- (24) Preamble of Prop. Reg., 56 F.R. 4228-01 (1991).
- (25) Reg.§1.1502-21(c)(1)(i).
- (26) SRLY ルール以外の場面でも、サブグループの 概念が使用されることがある。 *See e.g.*, Reg. §1.1502-47.
- (27) Reg. §§ 1.1502-21(c)(2)(i); 1.1502-22(c).
- (28) Reg.§1.1502-21(c)(2).
- (29) Preamble, supra note 24.
- (30) Id. Dubroff, ¶42.02[3].
- (31) なお、サブグループの判定と SRLY ルールの 適用に関しては、参照、Reg. § 1.1502-21(c)(2) (viii) Ex1;Ex2.
- (32) サブグループの考え方を提案した 1991 年規則 案は、連結申告書を提出する法人の根底にある原則 2 つを理由として、サブグループの導入の正当性を主張している。すなわち、第一に、連結申告書を提出する法人は、個別法人ではなく単一法人の部署であるかのように、各他メンバーの損失を使用することができるべきである。第二に、税法は、所有変化に関して中立的であるべきであって、そのためには、同様な状況において単一主体に課せられた制限だけに服し、グループメンバー間で生じる損失は、所有変化後においても同メンバーの間で使用されるようにすべきである。 See Preamble, supra note 24.
- (33) Reg.§1.1502-21(c)(2). 1991 年規則案においては、「継続的に関連関係にある(continuously affiliated)」ことが要求されていた。Prop. Reg. § 1.1502-21(c)(2)(i). このような要件が再度付加されるように改正されるべきであるという意見がある。 Dubroff, ¶42.02[3][c][ii]. ただし、ビルトイン損失の場合には、関連関係の六十ヶ月間の継続が要求される。Reg. § 1.1502-15(c)(2).
- (34) Preamble, *supra* note 24.
- (35) SRLY ルールの適用を避ける目的で、ある法人 を、サブグループメンバーに取り込んだり取り込 まなかったりすることは認められない。*See* Reg. § 1.1502-21(c)(2)(iv).

- (36) 所有変化がなければ、株式売買により如何に組織内構成が変わっても、382 条の制限はない。 Robert Willens, *Navigating the NOL Survival Rules*, 119 Tax Notes 87 (2008). *See also* Pr.Ltr.Rul. 200810008 (2008).
- (37) 酒井、前掲注 3、法学論叢 150 巻 3 号 43-44 頁と、そこで引用された文献を参照。
- (38) I.R.C. § 382(i). 所有変化は、非課税または 課税、株式取得取引または組織再編等を問わず、 構成しうる。I.R.C. § 382(g).
- (39) I.R.C. §382(a).
- (40) I.R.C. §382(c).
- (41) See e.g., H.R. Rep. No. 426, 99th Cong., 1st
 Sess. 250-73 (1985); S. Rep. No. 313, 99th
 Cong., 2d Sess. 224-48 (1986); H.R. Conf. Rep.
 841, 99th Cong., 2d Sess. II-170-96 (1986).
- (42) Tax Reform Act of 1986, P.L. 99-514, §621(a) (1986).
- (43) 当時の立法資料は、SRLY ルールを保持することを明確に意図していたが、382条が連結申告の場面でどのように適用されるかについては全く触れられていない。また、SRLY だけでなく、CRCO の保持についても同様に表明されていた。 See H.R. Conf. Rep. No. 861, 99th Cong., 2d Sess. II-194 (1986). CRCO については、後掲注58。
- (44) See e.g., John Broadbent and Andrew J. Dubroff, Whither SRLY? Can the Simplified Regulations be Simplified?, 58TH N.YU. INST ch.8, §8.02 (2000).
- (45) CO-78-90, 56 FR 4228-01 (1991). 同時に、連結グループを一つの法人として、382 条を適用する方針が、別の規則案で公表された。 CO-132-87, 1991-1C.B. 728. See also Richard F. Yates, Prop. Regs. on Consolidated 382 and Related Matters Balanced But Complex: Part I, 74 J. TAXN 364 (1991).
- (46) Preamble of Prop. Reg., supra note 24.
- (47) T.D. 8677, 1996-2 C.B. 119. 暫定規則を解説したものとして、参照、Richard F. Yates and Steven K. Rainey, *Temp. Regs. on SRLY, Consolidated 382, and Related Items Generally Continue Proposed Rules*, 85 J. TAXN 267 (1996).
- (48) Notice 98-38, 1998-2 C.B. 222.

- (49) Id.
- (50) Id.
- (51) Id. See also, Dubroff ¶42.02[1][d][ii] and note 113.
- (52) T.D. 8823, 1999-2 C.B. 34. 当該最終規則について解説した論文として、参照、Richard F. Yate, et. Al., Final SRLY/Consolidated Section 382 Regs. Remove SRLY Limitation for Most Groups as of 1999, J. TAXN 325 (1991).
- (53) 382 条が連結加入法人に適用されるときには、 382 条限度額は、サブグループでなく、各法人ご とに計算される。Reg. §1.1502-94(b)(1).
- (54) See Reg. § § 1.1502-21(g)(1) and (g)(2)(ii) (A). 382 条の所有変化と連結加入時点との関係を分析したものとして、参照、Stephen D. Brown, Final Regulations Simplify Use of Consolidated NOLs, 10 J. INTL TAXN 22, 24-26 (1999).
- (55) 例えば、個人AがP社株式を全株保有してお り、P社が連結グループの親会社であるとする。 非関連法人で、未使用の NOL を 100 ドル有して いる T 社がおり、A が T 社株を全株 150 ドルで 取得したとしよう。ここに所有変化があり、T社 の有する NOL100 ドルは、382 条により控除制 限を受ける。翌々期に、AがP社にT社株式す べてを現物出資した結果、T社は、P社の子会社 となり、Pの連結グループに加入することになる。 382条の適用対象となる所有変化と連結加入は 六ヶ月以上離れているから、当該連結加入を契機 に、SRLYルールが適用されることになり、T社 の有していた NOL は、SRLY ルールと 382 条の 両方を適用されることになる。したがって、重複 ルールの存在により、全ての状況において SRLY ルールと382条の同時適用が排除されていると いうわけではない。おそらくこの場合における所 有変化後で連結加入後の損失控除限度額は、 SRLYルールによりT社の連結加入後の所得金額 と T社の 382 条限度額のいずれか少ない方とい うことになろう。 See Martin D. Ginsburg And JACK S. LEVIN, MERGER, ACQUISITIONS, AND Buyouts, ¶1205.2.4, ¶1207.2.1 (Wolter Kluwer, 2008).
- (56) Preamble of Final Reg., *supra* note 52.
- (57) 重複ルール採用時のこのような見方について は、再考が必要だとされている。*See* Broadbent,

supra note 44, at § 8.04.

- (58) 連結法人グループの親会社に所有変化が起こった場合の 382 条の適用については、参照、Reg. § § 1.1502-91-1.1502-93. 連結グループ全体への 382 条の適用に当たっては、更なるサブグループの構成の可能性がある。Reg. §1.1502-91(d)(1). なお、1986 年改正前では、連結グループ全体の所有変化に対しては、CRCO (Consolidated Return Change of Ownership) 制限が適用されていた。これは、1986 年改正前の 382 条(a)に対応するために設けられていた。 See BITTKER AND EUSTICE, supra note 5, at ¶ 13.45[3][b].
- (59) Reg. §1.1502-94.
- (60) See I.R.C. §382(g). なお、この場合には、P が S を清算することで、SRLY ルールの適用を容易に回避できる。See I.R.C. §§381(a), 381(b).
- (61)なお、Tの所有変化を伴う連結加入後において、 当該連結グループの親会社たる P に所有変化が あった場合には、T の SRLY の NOL200 に対し ては、グループでの 382 条制限と所有変化に伴う 連結加入時の 382 条制限の両方の 382 条制限が かかることになる。 See Reg. § 1.1502-96(c).
- (62) See Broadbent, supra note 44, at §8.04, note 23.
- (63) See Dubroff, §42.02[6][a]Ex.
- (64) See I.R.C. §§382(e)(2), (1)(1)(A), (1)(4).
- (65) 他の形式をとりうることもある。例えば、内国 歳入法典 351 条のもとでの値上がり資産や現金 を出資することもあれば、また、368 条(a)に該当 するような組織再編で 381 条の適用を受ける取引において、黒字のメンバー (特に高い所得を出し続ける法人) と合併するということもある。ただし、この場合には、269 条の適用可能性がある。 See Dubroff, ¶42.02[1].
- (66) Preamble of Fin'l Reg., supra note 52. And see Broadbent, supra note 57, at §8.02 note12.
- ⁽⁶⁷⁾ See e.g., Dubroff, ¶42.02[3][c][iv].
- (68) See Broadbent, supra note 44, at §8.04.
- (69) 事業継続の要件については、組織再編で要求されるものと同じと解されている。 *See* BITTKER & EUSTICE, *supra* note 5, at ¶14.44[5]. Reg. §1.368-1(d)(1). なお、もちろん、事業継続の要件は、SRLY ルールにはない。
- (70) Reg. §1.1502-93(d)(1).
- (71) Reg. §1.1502-93(d)(2), Ex.

- (72) Dubroff, ¶42.02[1].
- (73) ただし、サブグループに係るルールの導入は、その適用によりタックスプランニングが柔軟に行えるようになるため、納税者らには好意的に受け取られた。 $See\ T.D.\ 8823, supra\ note\ 52.$ $See\ also\ Dubroff,\ \P\ 42.02[3].$
- (74) 連結申告におけるビルトイン損失控除制限は、1944 年の財務省規則において初めてなされた。Reg. 104, § 23.31(d)(1944). これは、J.D. & A.B. Sprekels Co., 41 B.T.A. 370(1940) 事件判決を契機とする。当該判決とその議論については、参照、酒井貴子「アメリカ法人課税における取得後損失の否認について(二・完)」法学論叢 152 巻1号49頁(2002年)。その後、1966年規則に受け継がれた。T.D. 6894, 1966-2 C.B. 362. See also Reg.§1.1502-15 (1966).
- $\stackrel{(75)}{See}$ Bittker and Eustice, supra note 5, $\P13.45[3][e].$
- (76) Reg. § 1.1502-15(a) (1966). ただし、譲渡等が 10 年を超えて行われ認識されたビルトイン損失、および、対象となる資産のビルトイン損失が、公正価値合計の 15%以上超える場合のビルトイン損失に対しては、SRLY ルールの適用はなかった。Reg. § 1.1502-15(a)(3) (1966). なお、親会社のビルトイン損失に対しては、親会社の NOLの場合と同様に、SRLY ルールの適用はない。Reg. § 1.1502-15(f)(1).
- (77) See e.g. Canaveral International Corp., 61 T.C. 520 (1974).
- (78) AMERICAN LAW INSTITUTE, FEDERAL INCOME TAX PROJECT SUBCHAPTER C, 295 (1982). 同様な指摘を行う日本文献として、参照、岡村 前掲注14、457頁。
- (79) 1986 年改正時における立法資料によると、ビルトイン損失への制限の必要性に関して、赤字法人の取得後において認識されるからといって、経済的には、NOL に相当するものであるから、その控除を無制限に認めるべきではないと説明された。 The Staff Of The Joint Committee On Taxn, General Explanation Of The Tax Reform Act Of 1986, 298 (1987). なお、財務省及び歳入庁が出した見解も同様である。Notice 2003-65, 2003-2 C.B. 747.
- (80) See e.g., H.R. Rep. No. 841, 99th Cong., 2d Sess. II-190.

- (81) See Lawrence M. Garrett and Elliot G. Freier, Notice 2003-65: No Easy Answers, 62TH N.YU. INST. Ch 5, 5-3-5-4 (2004). また、ビルトイン利得に該当する部分を広げることで、法人取得を通して企業再編を進める法人への損失控除制限緩和が主張されてきている。 Annie H. Jeong, Built-in Gain Regulations: One Method Spells BIG Benefit, 120 Tax Notes 671, 675 (2008).
- (82) THE STUFF OF THE JOINT COMMITTEE ON TAXN, supra note 71 at 298-99.
- (83) Reg. § 1.1502-15(g)(1). ビルトイン損失は、 1991 年規則案の段階から、382 条の定義と取扱 いを受けるべきとされてきた。
- (84) Reg. § 1.1502-15(b)(1).
- (85) See Reg.§1.1502-15A(1966).
- (86) I.R.C. § 382(h)(3).
- (87) I.R.C. §382(h)(2).
- (88) I.R.C. § 382(h)(3)(A).
- (89) I.R.C. §382(h)(2).
- (90) Notice 2003-65 (2003-2 C.B. 747)において、 382条(h)の適用上、ビルトイン項目の特定のため の方法として、1374 条アプローチと 338 条アプ ローチの2つのアプローチが提案された(ch. II)。 これらは、ビルトイン項目に関して、新たに規則 が公表されるまでは、これら2つのアプローチの うち、納税者が依拠した方が、継続適用を要件と して、適用される (ch. V)。1374 条アプローチ とは、1374条(d)および 1374条規則における NUBIG と NUBIL の計算方法、および、RBIG と RBIL の認識方法を使って、382条(h)における ビルトイン項目を特定しようとする方法である。 1347条は、通常、いわゆる小規模事業法人(small business corporation) たる S 法人が C 法人に変 更するとき、正味未実現利得を有する場合におい てのみ適用される規定である。1374条アプロー チにおいて、NUBIG および NUBIL は、所有変 化直前の欠損法人の資産を売却したと仮定した 場合において認識される正味利得の額または正 味損失の額である。すなわち、NUBIG または NUBIL は、欠損法人が所有変化直前に営業権を 含むすべての資産を第三者に公正価値で売却し た場合に実現された金額から、欠損法人の控除可 能な債務と欠損法人の持つすべての資産の合計 調整基準価格などを控除した金額を決定するこ とによって計算される。この方法で算定された金

額が、0を超える場合、NUBIGとなり、0を下 回る場合には、NUBIL となる。338条アプロー チとは、変化日においていわゆる338条選択がな された場合における仮定を使った方法である。す なわち、欠損法人の実際の所得項目、および、控 除項目と、所有変化日において欠損法人の発行株 式全部が売却されたとの仮定の中で、338条が選 択されたとして生じる所得項目、および、控除項 目を比較することによって、RBIGと RBIL の項 目を特定する。1374条アプローチとの相違は、 ビルトイン利得資産が、認識期間中に売却等され たことにより売却益が出ない場合であっても、 RBIG をもたらされたものとして取り扱われ、特 に、偶発的債務といった債務で所有変化日に存在 していたものの控除は、RBIG がもたらされたも のとして取り扱われうることである。この計算に おける NUBIG と NUBIL は、1374 条アプロー チと同じ方法で計算されることになる。 Burgess J.W. Raby and William L. Raby, BIGs BILs, and Sections 1374, 338 and 382, 101 Tax Notes 621 (2003).

- (91) I.R.G. §382(h)(3)(G).
- (92) See Noel P. Brock, The Forthcoming Built-in Item Regulations: Issues for the Government to Address, 95 Tax Notes 97 (2002). また、赤字法人による黒字法人の取得を通しての損失売買に対処した 384 条の適用上、382 条(h)におけるビルトイン項目における取扱いが採用されることになるため、規則の公表は、382 条だけでなく、384 条の適用においても重要な意味を持つ。I.R.C. § 384(c)(8). See Deanna W. Harris et. al., Code Sections Interact: Is Section 382's Treasure Section 382's Trash?, 36 J. Corp. Taxn 17 (2009).
- (93) 例えば、所有変化前に受け取られ、所有変化後に 役務 提供 が な される 前受 収益 (prepaid income) が、382 条の下での NUBIG としてカウントされるかが問題とされたが、後日規則の公表により、前受収益は、ビルトイン利得に該当しないこととされた。 See T.D. 9330, 72 F.R. 32792 (2007).
- (94) 繰戻還付については、法人税法 81条の31。ただし、租税特別措置法68条の98において、平成24年3月31日までの間に終了する事業年度については、原則として運用が停止されている。

- (95) 法人税法81条の9第1項、81条の31第1項。
- (96) 法人税法 2条 19号の 2。
- (97) 連結納税制度導入時におけるこのような取扱いに対する説明は、経済的には一体と考えられない時点の欠損金額を連結する結果につながること、欠損金額を抱えた企業を買収することにより、連結所得を減少させるといった租税回避行為が行われかねないことなどがあげられた。参照、阿部泰久他『連結納税制度の実務』26頁(商事法務、2002年)。また、このことは、欠損金額の繰越控除の趣旨(平準化)が、歳入減対策に後退した結果とも評価される。参照、岡村、前掲注14、501頁。
- (98) 法人税法 57 条 9 項 3 号。ただし、連結法人グループの親会社となる法人の一定の欠損金額は、租税負担軽減の問題が生じにくいと考えられることから、例外的に、連結欠損金額とみなされ、連結所得金額から控除が認められている。なお、災害損失欠損金額もここに含まれる。法人税法81 条の 9 第 2 項 1 号 3 号。
- (99) 法人税法 57条 9 項 3 号、58条 4 項 3 号。
- ⁽¹⁰⁰⁾法人税法 61 条の 11 第 1 項、61 条の 12 第 1 項。
- (101) ここで、時価評価の対象となる資産は、限定されている。ただし、圧縮記帳の適用を受けた減価償却資産、売買目的有価証券、償還有価証券、および、時価と帳簿価額の差額がその法人の資本等の金額の2分の1に相当する金額または1000万円のいずれか少ない金額に満たない資産は除かれる。法人税法施行令122条の12第1項。
- (102)法人税法 81条の9第1項1号イ。なお、改正 に伴う各種定義について、参照、法人税法 81条 の9第2、3項。
- (103)法人税法81条の9第2項1号。
- (104)法人税法 61条の11第1項1号。
- (105)法人税法 61条の11第1項2号。
- (106)法人税法 61条の12第1項1号。
- (107)法人税法 61条の11第1項3号。
- (108)法人税法 61条の11第1項4号、法人税法 61 条の12第1項3号。
- ⁽¹⁰⁹⁾法人税法 61 条の 11 第 1 項 5 号、法人税法 61 条の 12 第 1 項 3 号。
- (110)法人税法 61条の11第1項6号、法人税法61条の12第1項4号。なお、2010年改正における 更なる時価評価適用除外として、参照、法人税法

施行令 122条の12第1項7号。

- (111)最近では、政府支援を受けた銀行を主な対象として、部分的に NOL 控除制限が緩和された結果、一部では損失売買が事実上認められ、ひいては内国歳入法典 382 条の全体的な緩和の必要性があるといわれる。 Robert A. Rizzi, *IRS Offers Guidance for Fiddling with NOLS*, 36 CORP. TAXN 38 (2009).
- (112)特定支配に係る連結欠損金額繰越控除制限(法人税法81条の9の2第1項、法人税法施行令155条の21の2第5項)と、連結加入時の損失控除制限の関係も、特定支配に係る株式取得がある時点で、持込みルールの適用可能性は排除されていることから、現時点における検討の必要は感じないが、それらを理論的にどう位置づけ、どのように整合的に運用していくべきかについては、紙幅の都合上、今後の課題とする。
- (113)例えば、最近、アメリカでは、借りてきた株式を用いて一時的に連結持ち株要件を満たし、短期間で、連結申告を通じた損失売買をするケースが報告されている。 See e.g., BU1, New York Times (May, 31, 2009).
- (114) 不況の中では、損失控除制限を緩和することなどで、企業再生を狙う経済刺激策を実施するのもいいが、そのルールの作成は、損失控除制限への配慮など慎重な検討が必要であると考える。 See Meg Shreve, Lobbyists Push for Expansion of NOL Tax Provision, 124 Tax Notes 214 (2009).